# 函館市次期廃棄物処理施設整備技術検討部会　設置要綱

**（設置）**

第１条　函館市次期廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第７条に基づき，委員会の所掌事務について，専門的かつ技術的な事項を検討することを目的として，函館市次期廃棄物処理施設整備技術検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

**（所掌事務）**

第２条　部会は，次に掲げる事項について検討協議し，その結果を委員会に報告する。

(1) 中間処理施設の処理方式等に関すること。

(2) 最終処分場の構造等に関すること。

(3) その他部会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

**（組織）**

第３条　部会は，部会委員５人以内をもって組織する。

２　部会委員は，専門的な知識を有する学識経験者を市長が委嘱する。

**（任期）**

第４条　部会委員の任期は，市長が委嘱した日から第２条に規定する検討協議が終了し，委員会へ報告した日までとする。

２　部会委員が欠けた場合における補欠の部会委員の任期は，前任者の残任期間とする。

**（部会長）**

第５条　部会に部会長を置く。

２　部会長は，部会委員の互選により定める。

３　部会長は，部会を代表し，会務を総理する。

４　部会長に事故等があるときは，部会長があらかじめ指名する部会委員が，その職務を代理する。

**（会議）**

第６条　部会の会議は，部会長が招集する。

２　部会長は，会議の議長となる。

３　会議は，部会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　部会長は，必要があると認めるときは，部会に関係者の出席を求め，その意見または説明を聞くことができる。

**（庶務）**

第７条　部会の庶務は，環境部新廃棄物処理システム担当において処理する。

**（その他）**

第８条　この要綱に定めるもののほか，会議の運営について必要な事項は，その都度，部会長が会議に諮って定める。

**附　則**

この要綱は，令和８年９月２日から施行する。